

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正（案）
に関する意見募集の実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見を募集する案件

以下の狩猟鳥獣の捕獲等の禁止期間を5年間延長することについて

- ・ウズラ
- ・ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌
- ・ヒヨドリ
- ・ツキノワグマ
- ・シマリス

(2) 意見募集期間

平成24年4月6日（金）から5月7日（月）まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

2 意見募集の結果

意見提出数	4通
整理した意見総数	6件

3 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙) 意見の概要と対応方針について

案件(狩猟鳥獣の種類)	意見の概要	対応方針
ウズラ	近年特に減少しているので禁止期間延長が必要。	ご意見を踏まえ、適切な鳥獣保護管理に努めます。
ヤマドリの雌	ヤマドリは増加傾向には無い状態なので禁止期間延長が必要。	ご意見を踏まえ、適切な鳥獣保護管理に努めます。
ツキノワグマ	全国的に減少しているので、京都府・滋賀県・三重県以西の地区での捕獲を全面禁止すべき。更に、東海・関東地区にも禁止エリアを設けるべき。	全国的に減少しているとのデータはなく、地域での生息状況等に応じて、都道府県知事により適切に保護管理が行われるものと考えます。
	捕獲禁止前より多くの生息が確認され、住宅街に出没し住民などに危害を加える事例も出ているため、規制緩和(殺処分等)が必要。	狩猟による捕獲等が禁止されている地域でも、被害の状況等により都道府県知事が捕獲等を許可することができる制度となっています。
	里への大量出没により農作物や人間への被害が増大しているため、ツキノワグマの保護に反対。ただし、被害を弁償してもらえるならやむを得ない。	
	錯誤捕獲後の放獣に反対。放獣場所の近隣住民から反対意見が多数出ているため、捕獲された熊は、即射殺した方が良い。	ご意見は今回のパブリックコメントの対象ではありませんが、ツキノワグマの生息地域においては、わなの形状、餌付け方法等の工夫により、錯誤捕獲の防止に努める必要があります。また、捕獲された個体の取扱いについては、個別の状況に応じて都道府県知事により適切に判断されるものと考えます。